



DJG DEUTSCH-JAPANISCHE GESELLSCHAFT
AM NIEDERRHEIN E.V.

独
日
協
会
ニ
ー
ダ
ー
ラ
イ
ン

定 款

独日協会

アム・ニーダーライン

デュッセルドルフ
2015年5月12日



I. 本協会の名称、目的、所在地

- §1 本協会は「Deutsch-Japanische Gesellschaft am Niederrhein e.V.」（社団法人 独日協会
アム・ニーダーライン）と称する。
本協会の事務所をデュッセルドルフに置く。
本協会は、1964年11月6日設立登記の社団法人である。
- §2 本協会は、1977年1月1日交付の課税規定に記載されている「課税優遇処置の対象
となる目的」の趣意に沿った公益目的のみを専ら追求する団体である。
本協会は、独日間の相互理解を推進することを目的として、次の行事を行う。
- a) 日本及びその歴史と文化についてドイツ側の知識を深めること。
 - b) ドイツ人及び日本人が共に」参加する催し物の開催
 - c) ドイツ人の日本語学習及び日本人のドイツ語学習の」推進。
 - d) 日本人旅行者への便宜供与に協力。
- §3 本協会は私欲にとらわれず活動することを基本とし、私的経済上の目的を基本的に
追求しない。本協会の資金は管理に必要な費用、及び定款に定められた任務の追行にのみ使
用することができる。会員は、本協会の資金より何の供与をも受けない。
本協会は、本協会の趣旨に添わない支出、或いは過度に高額な報酬を支払うことに
よって何びとの利益もはかってはならない。
- §4 本協会は、活動強化のため必要があれば支所を設置し、責任者を任命することが
できる。これに関する規定は理事会が決定する。

II. 会員資格及び会費

- §5 本協会の会員は、
- a) 普通会员
 - b) 法人会員
 - c) 名誉会員

から成る。

1. 本協会の趣旨に賛同し、これを援助する自然人は誰でも普通会员になることが
できる。
2. 会社、法人、団体は総て法人会員とする。但し、理事会は特殊な場合に例外を
許可することができる。
3. 名誉会員は、理事会の決議を通じて指名される。
4. 会員の入会は、入会申込書に著名することによって成立する。また、会長またはいずれか
の副会長（§6.4）の書面（Eメール、ファックス、手紙）による承認を
もって成立したものとみなす。理事会はとくに理由を明記することなく入会申込を拒否す
ることができる。
5. 普通会员及び法人会員の会費の最低額については、会員総会にて決定する。
会費の引き上げ、または引き下げは、理事会が会員総会に提案し、その変更は
会員総会の過半数をもって決定する。
6. 理事会は例外的に小額の会費を許可することができる。
7. 会費は毎年1月にその年の1年分をまとめて納付するものとする。

8. 名誉会員は会費を納めない。
9. 会員資格は、死亡、退会、または除名によって消滅する。退会は、少なくとも3ヶ月の予告期間を置き、毎年12月末日付けでのみ可能である。
10. 本協会の名誉を傷つけ、また本協会に損害を与える好意があった場合、当該会を理事会の決議をもって除名することができる。理事会は除名理由を明記の上、当該会員宛書面をもって連絡しなければならない。但し、理事会で最終的決定が下る前に、該当者には見解表明の機会が与えられる。除名通告文書の受領日から数えて三週間以内に当該者は理事会宛、異議申し立てを行うことができる。異議申し立てがあった場合には、会員総会がその過半数をもってこれを決定する。その際、法律上認められる範囲内なら、正規の法的手続きを省略する。

III. 本協会の組織構成

- § 6
1. 本協会の組織
 - a) 理事会
 - b) 諮問委員会
 - c) 会員総会

2. 理事会

理事は会員総会において選出し、その任期は2年とする。さらに理事の中から

会 長 (1名)

副会長 (2名)

会計監事

書記

が選出される。理事会の構成員数は6～10名とする。またドイツ人理事と日本人理事との構成割合を可能な限り公平にする。理事会は2年の任期を満了しない理事の代任を途中で選任できる。代任理事の任期は元の理事のと同じとする。

3. 理事会での決議は多数決で行う。賛否同数の場合には、会長の票をもって決する。

4. 会長と副会長のいずれかは民法（民法26条）が定義するところの理事会を構成し、裁判上及び裁判外で本協会を代表する。会長は現行の管理業務を遂行する。会長は、現行の管理業務を委譲することができる。

5. 諮問委員会

本協会は、諮問委員会を設置する。諮問委員は、理事会に助言する。諮問委員の人数は設定されていない。諮問委員は理事会によって委嘱され、任期を3年とする。諮問委員の委嘱期間は延長することができる。諮問委員の中から、諮問委員長が選出される。諮問委員長は、会長と直接連絡をとりあう。諮問委員長本人もしくは彼から委託された諮問委員は本協会の理事会議に出席できるが、投票権は無い。諮問委員会儀は、少なくとも一年に一度招集される。本協会会長は、自身もしくは委託した理事

会員を、諮問委員会議に出席させることができるが、投票権は無い。

- § 7 会員総会

1. 通常会員総会は年一回行われ、各事業年度の開始から半年以内に招集されなければならない。また理事会は、必要に応じて臨時会員総会を招集することができる。通常会員総会の招集は、会員への通知をもってなされる。通常会員総会の通知は、可能な限り開催日の少なくとも14日前までに、その日に決議されるべき事項が記載され、独日協会に登録されている会員アドレス宛に送られなければならない。
2. 通常会員総会において決議されるべき事項は次のとおりである。
 - I. 前事業年度の決算報告書及び年間事業報告書の承認ならびに理事解任の承
 - II. 理事会に所属せず、理事会から総ての必要書類の提出を受ける会計監査役2名の選出。2名のうち1名の都合が悪くなる場合を考慮して、さらにもう1名の監査役代理を選出する。
 - III. 新理事の選出。
3. 臨時会総会は、理事会が妥当と判断する時間的余裕において理事会によって招集される。
4. 会員総会の決議は、法律または定款でとくに定めのない限り、出席会員の過半数をもって行われる。賛否同数の場合は、議長の決するところによる。会員は総て票決権を持ち、法人会員については1社1票とする。
5. 会員総会の議長は会長をもってあてる。会長欠席の場合は副会長が、また会長、副会長とも欠席の場合は会計主任がその任にあたる。
6. 会員総会の決議事項及び票決結果については、議長によって任命された書記が議事録を作成する。この議事録は議長及び書記によって署名されなければならない。

IV. その他 諸規定

§ 8 事業年度
事業年度は暦年とする。

§ 9 定款の変更
定款の変更には、会員総会出席者の4分の3以上の賛同を必要とする。

§ 10 本協会の解散

1. 本協会の解散は、議決権の持つ会員の少なくとも半数が出席している会員総会で、3分の2以上の多数決によってのみ議決される。この目的のため招集された会員総会の出席数が定足数に満たない場合、2週間以内に再度会員総会を招集し、定足数を考慮に入れることなく、出席会員の過半数をもって解散を決めることができる。
2. 本協会の解散又は本来の目的の消滅に際しては、本協会のあらゆる債務弁済後、本協会の資産をドイツと日本の相互理解を促進する目的に活用することを条件に、ボン・バートゴードスベルクのDeutscher Akademischer Austauschdienst e. V. (ドイツ学術交流会)に寄付する。